大学ポートレート運営会議(第19回) 令 和 5 年 8 月 3 0 日 ~ 令 和 5 年 9 月 6 日 【 書 面 開 催 】

大学ポートレートステークホルダー・ボード委員名簿 (案)

(任期:令和6年9月30日迄)

大 山 敏 全国高等学校長協会常務理事・大学入試対策委員長、 東京都立豊島高等学校長

岡 本 真 治 旭化成株式会社人事部キャリア開発室室長

○ 小 林 浩 株式会社リクルート リクルート進学総研所長、カレッジマネジメント編集長

近 藤 治 学校法人河合塾教育研究開発本部主席研究員

◎ 杉 谷 祐美子 青山学院大学教育人間科学部教授

田名部 智 之 一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会副会長

鳥 居 朋 子 立命館大学教育開発推進機構教授

<u>林</u> 達 也 東京都高等学校進路指導協議会会長、東京都立八王子拓 真高等学校長

(50 音順、敬称略 ◎:主査、○:主査代理)

大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項 (抜粋)

(目的)

第2条 ステークホルダー・ボードは、大学ポートレート運営会議(以下「運営会議」という。)において大学ポートレートの運営の改善に向けた議論をするに当たり、運営会議に対しステークホルダーの立場から意見又は評価を述べる。

(組織)

- 第3条 ステークホルダー・ボードの委員は8名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 高等学校等の学校関係者
 - 二 產業界関係者
 - 三 大学における教育情報の公表・活用等に関し識見を有する者
- 2 委員は、運営会議の意見を聴いて、運営会議の議長(以下、「議長」という。)が指名する。
- 3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

(主査等)

- 第4条 ステークホルダー・ボードに主査を置き、議長が指名する。
- 2 主査は、ステークホルダー・ボードで出された意見又は評価を運営会議に報告する。
- 3 ステークホルダー・ボードに主査代理を置き、委員のうちから主査が指名する。
- 4 主査代理は主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

- 第5条 ステークホルダー・ボードは、運営会議の求めに応じて主査が招集し意見又は評価を 述べる。
- 2 主査は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 ステークホルダー・ボードは、原則として公開とする。